

政策等に関する報告及び提案

政務調査会長

※は審査用紙あり

【議員立法審査】

案件名	※日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案（国民投票法一部改正案）
委員会/ 日程等	衆議院憲法審査会／
会派等	国民民主党
概要	国民投票運動の公正な実施のための措置として、政党によるスポットCMの禁止、運動団体の収支の透明化、インターネットの適正な利用等を定める他、国民投票の広報の充実強化や投票環境の整備等を規定する。なお、今後、修正の必要が生じた場合には、対応する。
対応提案	賛成

憲法改正国民投票法の改正について（骨子案）

平成 30 年 10 月 30 日

一 公正な国民投票運動の実施のための規制

1 政党によるスポットCMの禁止

(1) スポットCMの扇情的な影響力や、資金力の多寡が投票結果に与える影響を考慮し、政党等による国民投票運動（「賛否の勧誘」）のための広告放送（国民投票広報協議会が行う広告放送を除く。）を禁止すること。

憲法改正案に対する「賛否の意見表明」の広告放送についても、同様とすること。

(2) (1)の政党等は、「国民投票広報協議会が行う放送において意見広告の枠を有する政党等」とすること。

2 国民投票運動等に関する収支の「透明化」及び支出限度額の設定

(1) 国民投票運動等に関する収支の「透明化」

国民投票運動等の運動主体に対し、次のような措置を講ずることにより、国民投票運動等に関する収支の「透明化」を図り、間接的に国民投票運動等の適正化に資するものとすること。

① 「特定国民投票運動団体」の届出及び収支報告

(i) 国民投票運動等（憲法改正案に対する「賛否の勧誘」及び「賛否の意見表明」をいう。以下同じ。）に関する支出の金額が 1,000 万円を超える団体（以下「特定国民投票運動団体」という。）について、国民投票広報協議会への届出及び収支報告書の提出を義務付けるとともに、これらをインターネット等の方法により公表する措置を講ずることにより、これらの団体の国民投票運動等に関する収支を「透明化」し、間接的に国民投票運動等の公正の確保に資するものとすること。

(ii) 上記の収支報告書について、現行政治資金規正法を参考に、内部監査を義務付けるとともに、都道府県選管の窓口における確認を行うものとすること。

② 寄附に関する表示義務

特定国民投票運動団体への寄附が、寄附者の認識なく国民投票運動等に使われることのないよう、所要の表示義務を課すこと。

(2) 国民投票運動等に関する支出限度額の設定（量的規制）

- ① 国民投票運動等に関する支出の金額は、一の特定国民投票運動団体について、5億円を超えてはならないこととすること。
- ② ①に違反した場合の罰則を設けるものとすること。

3 インターネット等を利用した国民投票運動等の適正化

(1) インターネット等を利用した国民投票運動等における表示義務

インターネット等を利用した国民投票運動等に関し、次のような措置を講ずることにより、その運動主体を明らかにし、間接的に国民投票運動等の適正化に資するものとすること。

- ① 特定国民投票運動団体は、インターネット等を利用する方法により国民投票運動等に関する文書図画を頒布するときは、当該特定国民投票運動団体の名称、電子メールアドレス等その他国民投票広報協議会が定める事項をウェブサイト等又は当該文書図画に表示しなければならないものとすること。
- ② ①に定める者のか、インターネット等を利用する方法により国民投票運動等に関する文書図画を頒布する者は、電子メールアドレス等をウェブサイト等又は当該文書図画に表示しなければならないものとすること。
- ③ ①に違反した場合の罰則を設けるものとすること。

(2) 国民投票運動等に関するインターネット等の適正な利用

- ① 国民投票運動等に関しインターネット等を利用する者は、虚偽の事実を記載する等表現の自由を濫用して国民投票運動等の公正を害することができないよう、インターネット等の適正な利用に努めなければならないものとすること。
- ② ①を踏まえ、国民投票広報協議会は、国民投票運動等に関するインターネット等の適正な利用のためのガイドラインを作成すること。

4 投票日当日の国民投票運動の規制

投票人が落ち着いて投票をすることができるよう、原則として投票日当日の国民投票運動全般を禁止すること。

二 国民投票の広報の充実強化及び投票環境の整備等

1 国民投票広報協議会が行う広報の充実強化のための財政上の措置等

憲法改正案の広報が憲法改正案に関する国民の理解を深めるとともに、国民の議論や投票人の判断の基礎となる重要なものであることに鑑み、国民が国民投票公報の配布、国民投票広報協議会による放送及び新聞廣告、説明会の開催並びにウェブサイトの開設等の多様な手段を通じた憲法改正案に関する広報に接する機会を十分に得られることとなるよう、必要な財政上の措置その他の措置が講ぜられなければならない旨の規定を設けること。

2 中央選挙管理会等が行う投票環境整備の努力義務

中央選挙管理会等は、国民投票が最高法規たる憲法の在り方を広く国民に問うものであることに鑑み、できる限り多くの投票人が円滑に投票できるよう投票人が投票しやすい環境の整備に努める旨、及び国民投票における投票人の投票の意義と重要性に関する周知に努める旨を法律上明確に規定すること。

3 多様な意見の公正かつ平等な紹介等についての配慮

国民投票の実施に当たっては、あまねく全国において、かつ、それぞれの地域における様々な場において、憲法改正案に対する賛成の意見及び反対の意見を公正かつ平等に紹介すること等により、国民が憲法改正案に関する多様な意見に接する機会が得られることとなるよう配慮されるものとすること。

三 その他

○ 選挙運動期間と国民投票運動の一定の期間が重なることを回避するための措置

憲法改正の是非といった政策的な事項を争点とする国民投票と、政権の在り方を争う国政選挙との性質の違いに鑑み、両者の混淆が生じないよう（国民投票が政権に対する信任投票等とならないよう）、選挙運動期間と国民投票運動の一定の期間が重なることを回避するため、以下の措置を講ずること。

(1) 任期満了による衆議院総選挙又は参議院通常選挙との重複の回避

① 国民投票の期日を設定できない期間に関する規定の創設

国民投票の期日の決定に当たり、「任期満了による衆議院議員総選挙や参議院議員通常選挙の選挙期間となる可能性がある期間」と「国民投票の期日及びその前 14 日間（期日前投票期間）」が重なる期間（＝「衆議院議員の任期満了日の 42 日前から任期満了日の 44 日後」及び「参議院議員の任期満了日の 47 日前から任期満了日の 44 日後」）においては、国民投票の投票期日を設定できないものとすること。

② 国民投票運動の期間の延長

上記①の場合は、国政選挙に向けた活動が活発になる期間は国民投票に関する周知が十分に行えないことに鑑み、これに相当する日数分として、国民投票運動の期間の上限を 60 日延長し、「240 日」とすること。

(2) 解散による衆議院総選挙との重複の回避

① 国民投票の期日の延期（国民投票の 15 日前までに解散がなされた場合）

憲法改正の発議がなされた後、その国民投票の期日までの間に衆議院の解散がなされた場合においては、(a)解散から総選挙の期日までの期間中は、国民に対する憲法改正案の内容の周知が事実上難しくなること、(b)当該期間中に国民投票運動と選挙運動等の大規模な混淆が生じることを回避する必要があることに鑑み、次の②に該当する場合（既に期日前投票が開始されている場合）を除き、国民投票の投票期日を、当該日から 42 日後に当たる日に延期することとすること。

② 総選挙を行う期間の特例（期日前投票開始後に解散がなされた場合）

解散時に既に国民投票の期日前投票が始まっているときは、解散による総選挙は、解散の日後 34 日に当たる日から 40 日に当たる日までの間に行うこととする旨の規定を公職選挙法に追加するものとすること。

「特定国民投票運動団体」の要件と支出限度額 (英國の国民投票法制との比較)



届出・収支報告に係る
支出要件

「特定国民投票運動団体」
概算 1千万円超

支出限度額
「特定国民投票運動団体」
概算 5億円

全面禁止

スポーツトCM

- 「政党等」は、禁止 X
- 「政党等」以外は、投票日前14日間を除き可
- 「特定国民投票運動団体」の収支報告義務あり

「国民投票広報協議会」の広報放送
(政党等が賛否の意見広告枠を有する)

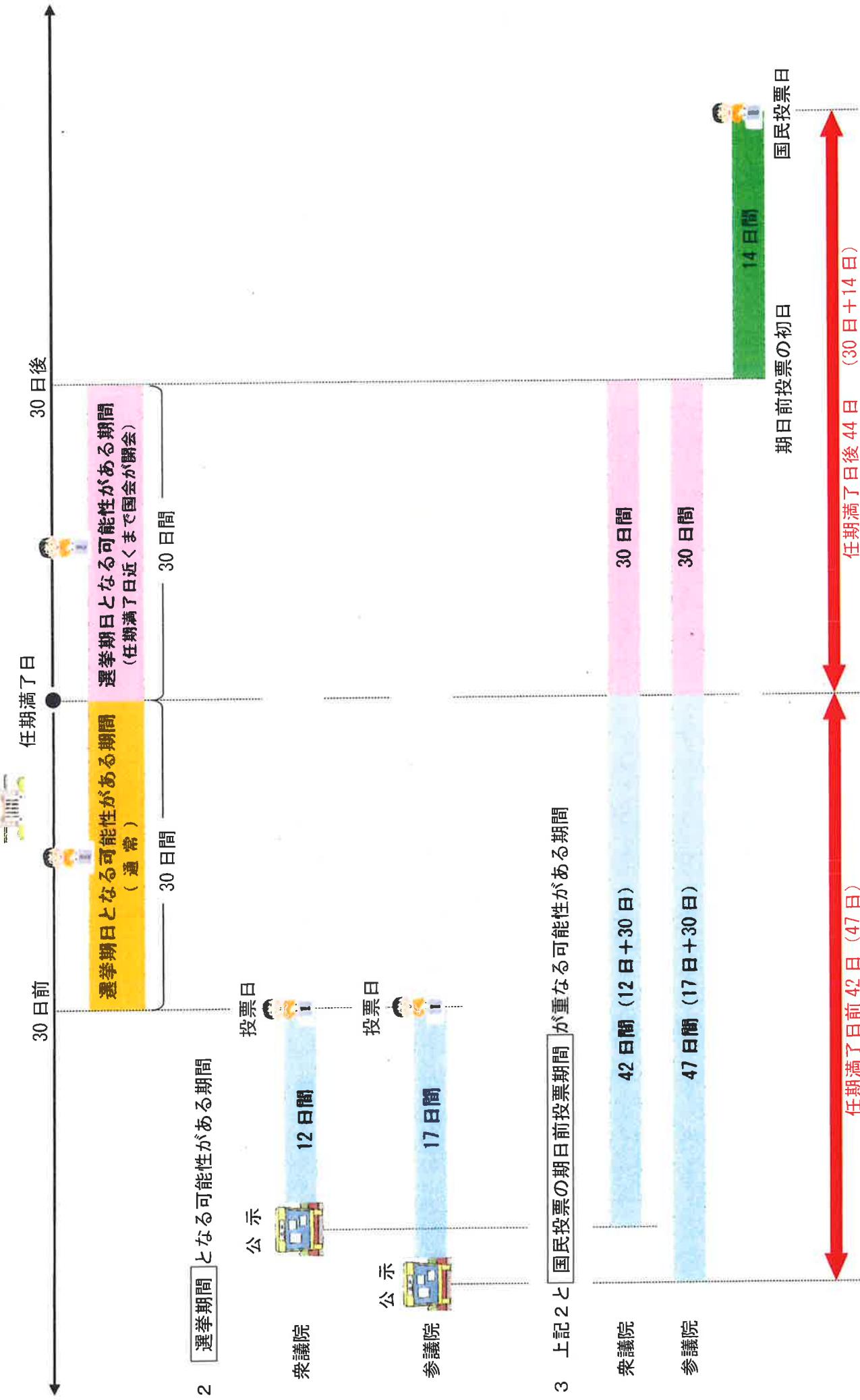
「主導運動者」(*2) の投票運動放送
(主導運動者には無償放送枠を付与)

*2 投票する各選択肢の見解を代表し、選択肢ごとに1つの団体が指名される。

未定稿

「任期満了日前 42 日（47 日）」「任期満了日後 44 日」について

1 選挙期日となる可能性がある期間



3 上記 2 と 国民投票の期日前投票期間 が重なる可能性がある期間

